

令和元年度名古屋市教育委員会第57号議案

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

(1) 授業料の納付時期等の変更について

高等学校の授業料の納付時期について、就学支援金認定の決定まで支払いを猶予し、決定後支払いができるようにする等のため、授業料の納付時期等を変更します。

〈現行〉

◎：3か月分、○：2か月分、●：1か月分

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年生			◎		○	●	●	●	●	●	○	
2～4年生	●	●	●		○	●	●	●	●	●	○	



〈令和2年度以降〉

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全学年						◎	◎		◎	◎		

※4～6月分は9月、7～9月分は10月、10～12月分は12月、1～3月分は1月に納付するものとします。

※必要があると認める場合、毎月納付など別の納付方法等も可能とします。

(2) 北高等学校等の生徒定員の変更について

北高等学校等における学級数の変動に伴い、生徒定員を変更します。

名 称	課 程	学 科	生徒定員変動
北高等学校	全日制	普通	880 → 840
緑高等学校	全日制	普通	1,040 → 1,000
若宮商業高等学校	全日制	情報ビジネス	160 → 120

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立高等学校学則（平成11年名古屋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「毎月」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月の」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、教育長が特別の事由があると認めるときは、別に定める日までに納付させることができるものとする。

第20条第1項に次の各号を加える。

- (1) 4月から6月までの各月分の合計額 9月
- (2) 7月から9月までの各月分の合計額 10月
- (3) 10月から12月までの各月分の合計額 12月
- (4) 1月から3月までの各月分の合計額 1月

第20条第3項中「中途入学者の授業料は入学許可と同時にその月分を納付し」を「5月から翌年1月までの中途入学者の授業料は、第1項の規定により

納付するものとし、2月の中途入学者の授業料は、2月分及び3月分の合計額を、3月の中途入学者の授業料は、3月分を、それぞれ入学許可と同時に納付するものとし」に改め、同項ただし書を削る。

第24条中「ただし書」を削る。

別表名古屋市立北高等学校の項中「880人」を「840人」に改め、同表名古屋市立緑高等学校の項中「1,040人」を「1,000人」に改め、同表名古屋市立若宮商業高等学校の項中「160人」を「120人」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市立高等学校学則（抜すい）

改 正 案	現 行
<p>(授業料の納付方法等)</p> <p>第20条 授業料は、各月に分けて、9,900円ずつ（定時制の課程にあつては、2,700円ずつ）を<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月の14日</u>（その日が法に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下この条において「休日等」という。）であるときは、その日後のその日に最も近い休日等でない日）までに納付するものとする。ただし、<u>教育長が特別の事由があると認めるときは、別に定める日までに納付させることができるものとする。</u></p> <p>(1) <u>4月から6月までの各月分の合計額 9月</u></p> <p>(2) <u>7月から9月までの各月分の合計額 10月</u></p> <p>(3) <u>10月から12月までの各月分の合計額 12月</u></p> <p>(4) <u>1月から3月までの各月分の合計額 1月</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>5月から翌年1月までの中途入学者</u></p>	<p>(授業料の納付方法等)</p> <p>第20条 授業料は、各月に分けて、9,900円ずつ（定時制の課程にあつては、2,700円ずつ）を<u>毎月14日</u>（その日が法に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下この条において「休日等」という。）であるときは、その日後のその日に最も近い休日等でない日）までに納付するものとする。ただし、<u>4月分及び5月分（入学した年度に限る。）は6月分と同時に、7月分は8月分と同時に（定時制（夜間）の課程にあつては、8月分と併せて9月分と同時に）、3月分は2月分と同時に納付するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>中途入学者の授業料は入学許可と同</u></p>

の授業料は、第1項の規定により納付するものとし、2月の中途入学者の授業料は、2月分及び3月分の合計額を、3月の中途入学者の授業料は、3月分を、それぞれ入学許可と同時に納付するものとし、中途退学者の授業料は既に納付している場合を除き退学許可と同時にその月分を納付するものとする。

(授業料、入学料、入学検定料及び聴講料の不還付)

第24条 既納の授業料、入学料、入学検定料及び聴講料は、これを還付しない。ただし、第20条第1項の規定により納付された授業料が同条第2項の規定により免除されたとき、その他委員会が特別な事由があると認めるときは、授業料又は聴講料の全部又は一部を還付することがある。

別表(第1条関係)

名称	課程	学科	生徒定員
(略)			
名古屋市立北高等学校	全日制	普通	840人
名古屋市立緑高等学校	全日制	普通	1,000人
(略)			

時にその月分を納付し、中途退学者の授業料は既に納付している場合を除き退学許可と同時にその月分を納付するものとする。ただし、5月の中途入学者の授業料は6月分と同時に5月分を、7月の中途入学者の授業料は8月分と同時に7月分(定時制(夜間)の課程にあつては、9月分と同時に7月分と8月分)を、2月の中途入学者の授業料は入学許可と同時にその月分と3月分を納付するものとする。

(授業料、入学料、入学検定料及び聴講料の不還付)

第24条 既納の授業料、入学料、入学検定料及び聴講料は、これを還付しない。ただし、第20条第1項ただし書の規定により納付された授業料が同条第2項の規定により免除されたとき、その他委員会が特別な事由があると認めるときは、授業料又は聴講料の全部又は一部を還付することがある。

別表(第1条関係)

名称	課程	学科	生徒定員
(略)			
名古屋市立北高等学校	全日制	普通	880人
名古屋市立緑高等学校	全日制	普通	1,040人
(略)			

名古屋市立 若宮商業高 等学校	全日制	(略)	
		情報ビジ ネス	<u>120人</u>
		(略)	
(略)			

名古屋市立 若宮商業高 等学校	全日制	(略)	
		情報ビジ ネス	<u>160人</u>
		(略)	
(略)			